

相続手続きが断然ラクになります

法務局には、相続手続きをする人たちを応援する「法定相続情報証明制度」があります。「法定相続情報証明制度」とは、法定相続人が誰であるのかを証明する制度です。

相続登記申請はもちろん、預貯金の払戻し、税務署での相続税の申告等、様々な相続手続きでご利用いただけるなど、知っておくとメリットの多いこの制度、ぜひ利用してみませんか。手数料は無料です。

詳しくは法務局ホームページを御覧いただくか、お近くの法務局にお問い合わせください。

【問合せ】那覇地方法務局石垣支局
☎ 0980-82-2004



相続登記が義務化されます

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されます。

所有者が亡くなったのに相続登記がされないと、登記簿を見ても持ち主が分からず、災害の復興事業や取引を進められないといった問題が起きています。

そこで、所有者不明土地問題を解決するため、相続登記の義務化や相続土地国庫帰属制度など、様々な制度がスタートします。

詳しくは法務局ホームページをご覧いただくか、お近くの法務局にお問い合わせください。

【問合せ】那覇地方法務局石垣支局
☎ 0980-82-2004



法務局 法定相続情報 で検索 🔍

法務局 相続登記義務化 で検索 🔍

年末調整手続の電子化について 石垣税務署よりお知らせ ☎ 0980-82-3074

年末調整手続の電子化って何?



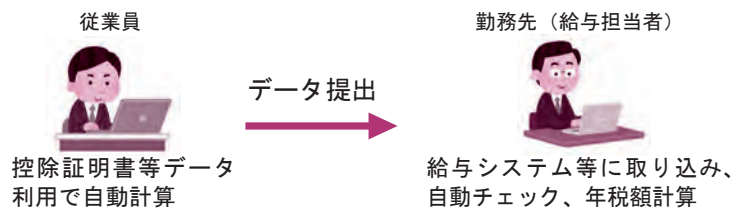
これまで、一連の手続きを書面で行っていましたが、電子化されると、従業員は控除証明書を電子データで受け取り、当該データを電子化に対応した民間ソフトウェアや“年調ソフト”にインポートすることで、各種控除申告書をデータ作成しメール等で勤務先に提出することができます。

※「年調ソフト」・・・国税庁では、控除証明書の電子データの取込から控除申告書のデータ作成に対応した「年調ソフト」を開発し、各アプリストアやホームページで公開しています。

これまでは・・・



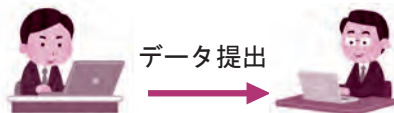
電子化すると・・・



電子化のメリットとは?

従業員のメリット

- ★控除額等の記入・手計算が不要
- ★控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要
- ★勤務先からの問合せが減少



勤務先のメリット (給与担当者)

- ★保険料控除等の控除額の検算が不要
- ★控除証明書等のチェック事務が削減 (従業員が控除証明書等データを利用した場合)
- ★従業員からの問合せが減少
- ★年末調整関係書類の保管コストの削減

マイナポータル連携について

従業員の方が保険会社等から取得する控除証明書等データについては、保険会社等のウェブサイトから入手する方法のほか、マイナポータルを通じて一括取得することができます(マイナポータル連携)。詳しくは国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。

■詳細は、国税庁ホームページの「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。

